

## Tax Controversy Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人 税務係争解決チーム

2018年4月

ディレクター 北村 豊（弁護士・ニューヨーク州弁護士・税理士）

### 海外の税務係争解決の最新動向

#### 1. これからのアジア・パシフィック地域における税務係争の環境

アジア・パシフィック地域における税務係争の環境は、現在、大きく変わりつつある。多数の海外拠点を有する日系企業は、特にアジア・パシフィック地域において税務係争リスクに直面している。その要因としては、主に、次の4つを挙げることができる。

第一に、OECDのBEPSプロジェクトの進展が挙げられる。多くの国においてBEPS行動計画に沿う方向で国内税制の改正が行われており、CFC税制（外国子会社合算税制）の厳格化やPE（恒久的施設）の定義の見直し等が行われている。また、今後、各国において、各企業から提出されたCbCR（国別報告書）などの移転価格文書のレビューが進行する。類似する企業の数字を比較することにより、税務調査の対象企業がより効率的に選定されるようになる。また、BEPS行動計画8～10が強調している、移転価格の算定結果が価値の創造と一致しているかどうかについて、これまで以上に深く調査されることになるだろう。関連者間における機能とリスクの分担について規定する関連者間契約のレビューを通じて、より実質的な移転価格分析が行われることになろう。

第二に、全世界の税務当局間における自動的情報交換ネットワークの確立が挙げられる。非居住者の口座情報が、各国の税務当局間において自動的に交換されることにより、各納税者の税務申告が正確になされているかどうかについての検証が、より容易になる。また、CbCRも自動的に交換されることにより、各国の税務当局が財務データの異常値を検出することが、より容易になる。これが、次の税務調査の引き金となるケースも増えてくるだろう。

第三に、AIを活用した税務調査が挙げられる。既に、各国は、大量の電子データを納税者から収集している。中国は、世界に先駆けて、データ・アナリティクスを活用して税務調査の対象企業を選定しているが、他の国もこれに続くことになるだろう。例えば、ある企業の売上が徐々

に伸びているにもかかわらず、VAT（増値税）の数値が乱高下しているような場合は、何か異常なことが起きている兆候を示すものといえる。このような企業は、これまでの税務当局の担当官の知識と経験による選定作業でも対象になっていた可能性が高いが、データ・アナリティクスを活用すると、その異常検知の精度が大幅に向上することが見込まれる。したがって、これまでは選定の俎上に載らなかった企業も、中国の税務当局による新たな選定過程では、税務調査の対象として選定されるおそれが高まることになる。現在、デロイト中国は、これと同様のデータ・アナリティクスのシステムを有しており、納税者に対して、ヘルスチェック・サービスを提供している。納税者の財務データをシステムに入力することにより、どの程度税務調査リスクがあるかを簡単に分析することができる。

さらに、AI技術は、いずれ、税務調査の対象企業の選定のみならず、税務調査に先立ち、あるいはそれを経ることなく、納税者の申告の誤りの有無や、追徴すべき税額の有無を判断するために活用されることになると予想されている。そうすると、AIが、多くの納税者の財務データと申告内容等を集積し、税金を追徴すべき企業とそうでない企業に関する様々な特徴について自動的に学習して、税金を追徴すべき企業を、調査を経ずに簡単に判別できるようになるかもしれない。日本の税務当局は、AI技術を課税・徴収事務に活用する予定であることを既に公表しており、他の国もAI技術の導入に向けて動くであろう。

最後に、各国が自国の税収を上げる必要性は変わらないことが挙げられる。すなわち、実際の税務調査・徴収が、全世界において首尾一貫しない形で行われるという現実も、何も変わらないということである。各国ともに、情報の共有には協力するが、最後はいかに自国の税収を上げるかということが問題となる。したがって、各国がより多くの武器を手にするにより、各国の税務調査はよりアグレッシブとなり、多数の海外拠点を有する日系企

業は、より多くの税務係争リスクにさらされることとなるだろう。

## 2. インド・インドネシア・中国における税務訴訟の件数と納税者勝訴率

ところで、一口に税務係争といっても、国により、その実態は日本とは大きく異なることが多い。ここでは、日系企業が税務係争リスクに直面することが多い、インド・インドネシア・中国について、税務訴訟の件数と納税者勝訴率を比較してみよう。

まず、インドでは、日本の地方裁判所に相当する税務高等裁判所(ITAT)に係属中の税務訴訟の件数は92,338件で、納税者勝訴率は73%である(2017年3月末時点)。税務調査の期間が短いと、かなり荒っぽい課税処分が下され、毎年、ITATにたくさんの税務訴訟が提起されている。もっとも、ITATは法令と判例に従って、合理的で中立的な判断を示す傾向が強いため、納税者勝訴率が高いのが特徴である。さらに、単年度ごとに課税処分が下されるため、税務調査が不十分になるのはやむを得ないという事情がある。納税者としては、税務調査対応の延長線上に税務訴訟があると考え、自らのポジションに合理性があるのであれば、費用が効果に見合う限り、税務訴訟を活用すべきといえる。

次に、インドネシアでは、日本の地方裁判所に相当する税務裁判所に提起される税務訴訟の件数は年間12,486件で、納税者勝訴率は58.3%である(2015年)。証拠を十分に固めずに課税処分を打ってくるのが少なくないため、税務訴訟の件数はとても多くなっている。もっとも、税務裁判所には、荒っぽい課税処分に対する一定の是正力があり、納税者勝訴率は高くなっている。税務調査中に納税者が反論できる期間が最長で10日以内と極めて短いので、どうしても時間切れになり、結果として納得のいかない課税処分が出てしまいがちである。したがって、納税者としては、税務調査中に反論しきれなかったものを税務訴訟中に反論するくらいに構えて、税務訴訟に取り組むべきといえるだろう。

中国の非公式データによると、日本の地方裁判所に相当する初級人民法院に提起される税務訴訟の件数は年間768件で(2016年)、納税者勝訴率は8%である(直近3年平均)。税務訴訟が普及していない理由としては、人民法院が税務当局の課税に至る手続上に問題があったかどうかの判断を行っており、税務に関わる本質的な判断を行うことを期待しにくいからだといわれている。また、納税者としては、税務訴訟をするとその後の税務調査に影響するのではとの懸念もあるようである。したがって、課税処分が出る前にいかに税務当局と交渉するかがポイントとなる。もっとも、最近では日本の審査請求に相当する税務行政再審の活用が増加し、認容率も上がってきている。日系企業も、不合理な課税処分があれば、税務行政再審の活用を検討する価値が出てきている。

なお、日本では、地方裁判所に提起される税務訴訟の件数は年間126件で、納税者勝訴率は5.6%である(2017年3月期)。インド・インドネシアと日本とでは、税務係争の実態の違いは、数字上も歴然としている。インド・インドネシアにおける税務係争については、日本の常

識は通用しないと考えるを得ない。他方、中国と日本は、税務訴訟の件数と納税者勝訴率は類似している。しかし、税務係争の実態は、相当異なるものと思われる。日本の裁判所は、一般に、法令と判例に従って、合理的で中立的な判断を示す傾向が強いのといえよう。日本では、他の国と比較すると、相対的に慎重な税務調査が行われ、また、税務当局による修正申告の勧奨に応じる納税者が多いことが、税務訴訟の件数と納税者勝訴率に表れているものと考えられる。

## 3. 海外における税務係争リスクのマネジメント

日系企業は、典型的な欧米企業とは異なり、伝統的に、海外における税務係争リスクのマネジメントは、現地任せとすることが多かった。もっとも、今般の移転価格文書化の作業を通じて、海外における税務の環境について認識を新たにされる日系企業も増加している。今後、海外の税務係争リスクがさらに高まっていくことを考えると、日系企業の本社サイドにおいて、海外における税務係争リスクをどうマネジメントしていくかについて、真剣に検討すべき時期が来ているように思われる。

例えば、重要な海外拠点の税務申告についてヘルスチェックレビューをすることにより、重要な拠点における税務係争リスクを早期に把握することが考えられる。また、海外拠点の税務調査・税務係争の状況等について定期的に情報収集することにより、本社がさらに関与すべき重要な税務係争リスクの有無を適時に把握することも必要であろう。そして、税務係争リスクのマネジメントを進めていく上で、自社にとって、どこが重要な海外拠点であり、何が重要な税務係争リスクかということについて、一定のポリシーを定めることも有益であろう。

上記のように、特にアジア・パシフィック地域においては、国によって、税務係争の実態が大きく異なる。実際には、法令や判例とは離れた税務執行が行われることがあり、その国の実情に合わせて税務処理をせざるを得ない場合もある。もっとも、税務調査のプロセスをより透明化し、株主その他の関係者への説明責任を果たす観点からは、まずは、納税者が自らの税務ポジションの合理性を法令や判例に照らして検証し、それを出発点として税務係争をマネジメントすることが求められよう。

グローバルな税務係争解決の最新動向について、説明会を随時実施しております。  
ご希望の方は、下記のメールアドレスにご連絡ください。

## 問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人 税務係争解決チーム

ディレクター 北村 豊 [yutaka.kitamura@tohmatu.co.jp](mailto:yutaka.kitamura@tohmatu.co.jp)

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/controversy-nl](http://www.deloitte.com/jp/tax/controversy-nl)

## ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

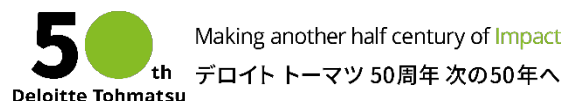
所在地 〒100-8305 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 5 階

Tel 03-6213-3800(代)

email [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要 [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)



デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](https://www.facebook.com/deloitte)、[LinkedIn](https://www.linkedin.com/company/deloitte)、[Twitter](https://twitter.com/deloitte) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュートーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュートーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001